

ダイレックス優越的地位濫用事件東京高裁判決

【文献種別】 判決／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和5年5月26日

【事件番号】 令和2年（行ケ）第5号

【事件名】 審決取消請求事件（ダイレックス（株）による審決取消訴訟）

【裁判結果】 請求棄却

【参照法令】 独占禁止法19条（2条9項5号・20条の6・平成21年改正法附則5条）

【掲載誌】 公正取引委員会審決等データベースシステム

◆ LEX/DB 文献番号 25595467

中央大学名誉教授 金井貴嗣

事実の概要**1 ダイレックスによる濫用行為**

食料品等を小売りする総合ディスカウントストア業を営む原告X（ダイレックス）は、平成21年6月28日から平成24年12月16日までの間、①納入業者78社に対し、新規開店等店舗における開店前準備作業のため、納入業者の従業員等の派遣を要請し、従事させ（本件従業員等の派遣）、②納入業者66社に対し、店舗の閉店セールにおいて、納入業者が納入した商品のうち、Xが定めた割引率で販売した商品について、その割引額に相当する額の全部又は一部の金銭を「協賛金」等の名目で提供するように依頼し、提供を受け（本件協賛金の提供）、また③Xの店舗Aにおいて火災が発生した際、滅失又は毀損した商品を搬入していた納入業者43社に対し、当該商品の販売価格に相当する額について、返品又は値引きとして処理するか、無償納入品として取り扱うことを依頼し、商品の売上代金から相殺するなどの方法により提供を受ける（「本件火災関連金の提供」）等の行為を行った。

**2 公取委の排除措置命令・課徴金納付命令
および審決**

公取委は、Xの上記①から③の各行為がそれぞれ独禁法2条9項5号口に該当し、19条に違反するとして、平成26年6月5日、排除措置命令および課徴金納付命令を行った。Xが審判請求を行い、公取委は令和2年3月25日、Xの優越的地位が認められる納入業者の数を減らす等、排除措置命令を変更し、また課徴金納付命令の一部を

取り消す審決を行った¹⁾。これに対してXが審決の取消しを請求する訴訟を提起した。

判決の要旨

請求棄却。

1 優越的地位の判断・認定

Xの取引の相手方である納入業者69社を3つに分け、第1類型納入業者40社については、特に、Xに対する取引依存度が高いことから、第2類型納入業者24社については、特に、取引先別の売上高の順位におけるXの順位が高いことから、Xの優越的地位が認められる。第3類型納入業者4社については、その事業規模がXに比して著しく小さいこと等から優越的地位が認められ、残りの1社については、当該納入業者のXとの取引を担当している地区の営業拠点が全体的にみて営業上重要な営業拠点であること等から、Xの優越的地位が認められる。

2 不利益行為該当性**(1) 本件従業員等派遣について**

従業員等の派遣は、「売主としては当該従業員等による労務をその派遣の期間逸失することになるほか、交通費等派遣に必要となる費用が発生した場合には当該費用を負担することになることから、売主にとって通常は何ら合理性のないことであり、そのような合理性のない行為は、原則として不利益行為に当たるものと解するのが相当である。」

したがって、例えば、新規店舗開設等作業のための従業員等派遣については、①派遣の条件につ

いて、あらかじめ相手方と合意し、かつ、派遣のために通常必要な費用を買主が負担する場合、②従業員等の派遣による相手方の負担が従業員等の派遣を通じて相手方が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲内のものである場合等、上記の不合理性を払拭するような特段の事情（以下、このような事情を「従業員等派遣例外事由」という。）がない限り、相手方において自由かつ自主的な判断に基づいてこれを受け入れたということではできず、不利益行為に当たるものと認めるのが相当である。

（2） 本件協賛金の提供について

買主に対し協賛金等の名目で買主のために本来提供する必要のない金銭を提供することは、売主にとって何ら合理性のないものであり、そのような行為は、原則として不利益行為に当たるといふべきである。

その不合理性を払拭するような特段の事情（以下、このような事情を「金銭提供例外事由」という。）がない限り、不利益行為に当たるものと認めるのが相当である。

以上のとおり、Xの本件各行為については、いずれも、Xにおいて、自己の取引上の地位が対象納入業者である特定納入業者に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に独占禁止法2条9項5号口に該当する行為（優越的地位の濫用行為）をしたものと認められる。

3 課徴金算定の基礎について

独占禁止法20条の6に基づく優越的地位の濫用に係る課徴金制度は、「優越的地位の濫用禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものであって、課徴金の額の算定方式についても、算定基準も明確なものであることが望ましく、また、制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するためには算定が容易であることが必要であって、個々の事案ごとに経済的利益を算定することは適切ではないといふことができる。

このような制度趣旨に鑑みれば、事業者の1個の違反行為（優越的地位の濫用行為）につき相手方が複数ある場合における違反行為期間については、始期である『当該行為をした日』とは、複数の相手方のうちいずれかの相手方に対して最初の当該行為をした日をいい、違反行為期間の終期で

ある『当該行為がなくなる日』とは、複数の相手方の全ての相手方に対して当該行為が行われなくなった日をいうものと一律に解するのが相当である。

さらに、上記説示した課徴金制度の趣旨に照らせば、同種の優越的地位の濫用行為が複数の相手方に対して行われた場合のみならず、異なる種類の優越的地位の濫用行為が複数の相手方に対して行われた場合についても、それが、組織的かつ計画的に一連のものとして実行されたものと認められるなど、事業者の優越的地位の濫用行為として一体のものであると評価することができる場合には、全体として1個の違反行為がされたものとして、独占禁止法の規定を適用し、一律に違反行為期間を認めるのが相当といふべきである。」

判例の解説

一 はじめに

独禁法2009（平成21）年改正によって、優越的地位の濫用に課徴金制度が導入されて以降、公取委は5件の審決を行い、そのうち4件の審決²⁾について審決取消訴訟が提起された（以下「4審決」という。）。2021（令和3）年、4件のうちラルズ事件について、東京高裁は、優越的地位の濫用を定める2条9項5号の各要件、課徴金の算定等の争点について最初の司法判断を行い、公取委の審決をほぼ認める内容の判決を行った³⁾。この判決については、様々な指摘がなされている⁴⁾。本判決は、ラルズ事件判決に続く2件目の司法判断である。

二 優越的地位の意義および判断基準

本判決は、優越的地位の濫用規制の趣旨、優越的地位の意義およびその判断基準等については、公取委「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（以下「優越ガイドライン」という。）を引用するなどして、4審決およびラルズ事件判決とほぼ同じ内容の判決を行っている。

優越的地位の認定について、本判決では、納入業者69社を3つに分け、第1類型納入業者40社については、特に、Xに対する取引依存度が高いことを重視して、第2類型納入業者24社については、特に、取引先別の売上高の順位におけるXの順位が高いことを重視して優越的地位が認定

されている。第3類型納入業者4社については、資本金額および年間総売上高に照らしてその事業規模がXに比して著しく小さいこと等から優越的地位が認定されている。残りの1社については、当該納入業者のXとの取引を主に担当している地区の営業拠点における取引先別の順位が高く、当該納入業者にとってこの営業拠点が全社的にみて売上高の割合が高いことから営業上重要な営業拠点であること等から、Xとの取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すと認定されている。本判決の優越的地位の判断、考慮要素等については、4審決およびラルズ事件判決とほぼ同じである。

三 不利益行為該当性

本判決は、独禁法2条9項5号所定の行為を「不利益行為」といい、従業員等の派遣などの不利益行為が「正常な商慣習に照らして不当に」行われた場合に「優越的地位の濫用行為」が成立するとする。

本判決は、従業員等の派遣の不利益行為該当性について、つぎのように判断した。すなわち、従業員等の派遣は、売主が従業員等による労務を逸失するほか、派遣に伴う費用を負担することになることから売主にとっては何ら合理性のない行為であり、原則として不利益行為に当たるが、①派遣の条件について、あらかじめ相手方と合意し、かつ、派遣に必要な費用を買主が負担する場合、②派遣によって売主が得る直接の利益等を勘案して合理的な範囲のものである場合（例外事由がある場合）には、上記の不合理性が払拭されるとの判断枠組みをとる。これは4審決と同じであるが、ラルズ事件判決は4審決とは異なる表現を用いていたことから、従業員等の派遣が原則として不利益行為に該当し、例外事由があれば、不利益行為にはならないとする考え方を採用しなかったようにも読めた⁵⁾。この点、本判決は、4審決と同じ考え方をとることを明らかにしている。

つぎに、本判決は、従業員等の派遣は、例外事由がない限り、「相手方において自由かつ自主的な判断に基づいてこれを受け入れたということはできず不利益行為に当たる」と述べる。ラルズ事件判決は、優越的地位の濫用行為の公正競争阻害性について、「不利益行為に当たる本件各行為を一定期間、広範囲にわたって継続的に行っていた

もので、納入業者の自由かつ自主的な判断による取引が阻害され、結果として、納入業者がその競争者との関係で不利となり、原告がその競争者との関係で優位となるおそれがあり、公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがある」と述べ、不利益行為が納入業者の自由で自主的な判断による取引を阻害することに公正な競争への影響をみつつも、かかる行為が一定期間、広範囲にわたって継続的に行われることによって、結果として、間接的に、行為者間の競争および取引の相手方の間の競争に影響を与えることに公正競争阻害性をみている。行為の広がりや継続性があることによって間接的な競争への影響をみているようである。

これに対して、本件では、「正常な商慣習に照らして不当に」の要件が争点にならなかったこともあるが、本判決は、不利益行為自体に、相手方において自由かつ自主的な判断に基づく取引の阻害をみて、この点に公正競争阻害性をみているように解される。

四 課徴金の算定

1 独禁法20条の6の規定は、2条9項5号に該当し19条に違反する行為が継続して行われた場合に、「違反行為期間における、当該違反行為の相手方との間における……購入額」に1%を乗じた額の課徴金の納付を命じなければならない、と定めている。この規定を素直に読めば、「違反行為」とは2条9項5号に該当する行為、本件では本件各行為がそれぞれ20条の6の「違反行為」に当たると解される。しかし、本判決は、20条の6の「違反行為」については、「全体として1個の違反行為」が成立するとして、本件各行為のうちのいずれかが最初に行われた時を「始期」とし、すべての行為が終了した時を「終期」として「違反行為期間」を捉え、この間における、行為者に優越的地位が認められる納入業者（劣位納入業者）からの購入額を基礎として課徴金を算定する考え方をとる。4審決およびラルズ事件判決でとられた考え方を踏襲するものである。優越的地位の濫用に係る課徴金の算定についてのこのような考え方に対しては、厳しい批判が加えられている⁶⁾。

2 独禁法上の課徴金の算定については、制度導入時から違反行為が影響を及ぼした取引を基礎

にして課徴金の額を算定する考え方がとられている。平成17年改正および平成21年改正によって課徴金の対象とされるようになった私的独占、法定類型の不正な取引方法（2条9項1号から5号に該当する行為）についても同様の考え方で課徴金が算定される仕組みになっている。優越的地位の濫用については、他の対象行為とは異なり、供給に係る行為に加えて供給を受ける相手方に対する行為についても課徴金の対象とされている。これまで、大規模小売業者等の納入業者に対する濫用行為の事例が多く、これらに対する規制を強化する趣旨からである⁷⁾。大規模小売業者等による濫用行為は、複数の納入業者に対して、異なる種類の濫用行為が、継続的に行われる点に特徴がある。このような特徴から、濫用行為によって影響の及ぶ取引は、納入業者のうち劣位納入業者に対して、1つ又は複数の濫用行為がなされた取引、言い換えれば、相手方の自由で自主的な判断によらない抑圧性の下での取引である⁸⁾。

課徴金の算定について、2条9項5号に該当し19条に違反する行為を20条6の「違反行為」と捉える考え方に立てば、個々の劣位納入業者に対して、種類は異なっても何らかの不利益行為が行われていれば、抑圧性の下での取引として、当該納入業者に対して不利益行為が行われた期間を違反行為期間として課徴金を算定することになる。このような考え方に對し、本判決の算定方法では、濫用行為が行われていない取引、言い換えれば、劣位納入業者が自由で自主的な判断の下に行った取引も含めて課徴金を算定することになる⁹⁾。

3 本判決は、20条の6の「違反行為」について、従業員等の派遣等異なる種類の不利益行為が「組織的かつ計画的に一連のものとして実行されたものと認められる」場合には、「全体として1個の違反行為」が成立すると構成する。この点については、違反行為は、行為者側の事情だけでなく、行為の影響も考慮して捉えなければならないとの指摘がなされている¹⁰⁾。

本判決は、上記のような「違反行為」についての考え方が、課徴金制度の趣旨から導かれるとして機械保険カルテル事件の最高裁判決¹¹⁾を引用する。本判決が、この最高裁判決を引用した趣旨は、最高裁が、「課徴金制度が行政上の措置であるため、算定基準も明確なものであることが望ま

しく、また、制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するためには算定が容易であることが必要である」と述べている点に着目して、上記の考え方を導いたものと解される。

確かに、先に述べたように、劣位納入業者ごとに不利益行為が行われた期間を認定してこの期間における当該劣位納入業者からの購入額を算定する方法は、本判決が述べる方法に比べれば算定が煩雑になるのかも知れない。もっとも、2条9項5号該当の判断において、劣位納入業者は特定されており、当該劣位納入業者に対していずれかの不利益行為が行われたことも認定されている。不利益行為の始期・終期を判断する負担が増すが、そのことを理由に、濫用行為の影響の及んでいない取引をも含めて課徴金を算定するように20条の6の「違反行為」の解釈を導くことはできないように思われる¹²⁾。

●——本判決の評釈

滝澤紗矢子・NBL1248号69頁

●——ラルズ事件判決の評釈

大槻文俊・ジュリ1563号109頁

伊永大輔・NBL1207号61頁

滝澤紗矢子・公取849号75頁

稗貫俊文・新・判例解説 Watch29号263頁

●——注

1) 公取委審決令2・3・25 審決集66巻184頁。

2) 本件審決のほか以下の3審決である。山陽マルナカ事件審決平31・2・20 審決集65巻(第1分冊)95頁、ラルズ事件審決平31・3・25 審決集65巻(第1分冊)314頁、エディオン事件審決令1・10・2 審決集66巻53頁。

3) 東京高判令3・3・3 審決集67巻444頁。

4) ラルズ事件判決評釈参照。

5) 滝澤・ラルズ事件判決評釈・公取849号78～79頁、大槻・ラルズ事件判決評釈・ジュリ1563号111～112頁。

6) ラルズ事件判決の評釈のうち、稗貫、滝澤、伊永3氏の評釈参照。

7) 藤井宣明＝稲熊克紀編著『逐条解説 平成21年改正独占禁止法』(商事法務、2009年)16頁。

8) 金井貴嗣＝川瀨昇＝岸井大太郎＝中島秀夫「座談会 最近の独占禁止法違反事件をめぐって」公取742号2頁、14頁 [川瀨発言]。

9) 稗貫・ラルズ事件判決評釈・新・判例解説 Watch29号265頁、滝澤・ラルズ事件判決評釈・公取849号82～83頁。

10) 滝澤・ラルズ事件判決評釈・公取849号80頁。

11) 最三小判令17・9・13 民集59巻7号1950頁。

12) 滝澤・本判決評釈・NBL1248号72頁。